

	質問	回答
1	共同生活援助の新規指定を受ける場合や住居追加の手続きをとる場合は、すべて補助の対象となるのか？	この補助は、仙台市内において重度障害者の受入に対応した共同生活住居の整備を促進することを目的としていることから、移転、事業承継及び廃止した住居の再度の追加など、実態として住居（居室）の増加を伴わない手続きは補助の対象外となります。
2	移転等の場合において、定員の増加を伴う場合は補助対象か？	増加する居室数を最大として補助の対象とすることを基本とします。ただし、補助を受けることを目的に、移転前に元の住居の定員を減らすなど恣意的な手続きを行った場合はこの限りではありません。
3	補助の対象となる設備要件はスプリンクラー設備の設置のみか？	一般の住宅や事業用に貸し出されている建物などは補助対象外とし、重度障害者の受入が可能な設備等を有する施設か否かについて、平面図などを参考として総合的に判断します。スプリンクラーのほか、受入を想定する重度障害者に合わせ、エレベーターやトイレ、浴室のつくりなどを検討していただく必要があります。
4	一時的に満室になったため補助の申請を行わなかった期間がある場合、1年を経過する前に再度空室が発生したときは補助の申請はできるか？	補助金は申請時期が決まっているため、それ以外のタイミングで申請はできません。申請時に期間中の退居の予定などがある場合は、それを見込んだ申請としてください。
5	退居者が出了した時に全部屋を空室の見込みとする申請は可能か？	できません。申請を受けて交付決定を行う段階で市の予算が確保されます。限られた予算で補助を行う必要があるため、実態に基づいた申請をお願いします。（内容により確認を取らせていただきます。）
6	賃貸借契約上で家賃が生じない期間がある。この期間は補助を受けられるか？	受けられません。補助金を受けるためには家賃を負担している必要があり、実績報告時に家賃の負担を確認します。なお、補助対象期間は、家賃が発生しない期間も含め、指定等の後12か月間となります。